

豊岡市給水条例新旧対照表（手数料関係抜粋）

平成26年3月まで	平成26年4月以後（現行）	6月議会改正案																																																																				
<p>（手数料）</p> <p>第36条 手数料は、別表第4に定める額_____とし、申込者から徴収する。</p> <p>別表第4（第36条関係）</p> <table border="1" data-bbox="184 701 1003 1188"> <thead> <tr> <th>手数料の区分</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 給水装置工事設計審査手数料</td> <td>メーター口径20mm以下</td> <td>1件につき</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="2">第8条第2項の設計審査をする場合</td> </tr> <tr> <td>メーター口径25mm以上</td> <td>1件につき</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 給水装置工事検査手数料</td> <td>メーター口径20mm以下</td> <td>1件につき</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="2">第8条第2項の工事検査をする場合</td> </tr> <tr> <td>メーター口径25mm以上</td> <td>1件につき</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4) 給水装置工事道路等占用申請手数料</td> <td>市担当部局への申請</td> <td>1件につき</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="2">給水管等を道路等に布設する場合</td> </tr> <tr> <td>国又は県への申請</td> <td>1件につき</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料の区分	種別	単位	金額	備考	(1) 略					(2) 給水装置工事設計審査手数料	メーター口径20mm以下	1件につき	1,000円	第8条第2項の設計審査をする場合	メーター口径25mm以上	1件につき	3,000円	(3) 給水装置工事検査手数料	メーター口径20mm以下	1件につき	1,000円	第8条第2項の工事検査をする場合	メーター口径25mm以上	1件につき	3,000円	(4) 給水装置工事道路等占用申請手数料	市担当部局への申請	1件につき	1,000円	給水管等を道路等に布設する場合	国又は県への申請	1件につき	3,000円	<p>（手数料）</p> <p>第36条 手数料は、別表第4に定める額（同表の(2)から(4)までの項にあっては当該額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額））とし、申込者から徴収する。</p> <p>別表第4（第36条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1056 701 1875 1188"> <thead> <tr> <th>手数料の区分</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 給水装置工事設計審査手数料</td> <td>メーター口径20mm以下</td> <td>1件につき</td> <td>953円</td> <td rowspan="2">第8条第2項の設計審査をする場合</td> </tr> <tr> <td>メーター口径25mm以上</td> <td>1件につき</td> <td>2,858円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 給水装置工事検査手数料</td> <td>メーター口径20mm以下</td> <td>1件につき</td> <td>953円</td> <td rowspan="2">第8条第2項の工事検査をする場合</td> </tr> <tr> <td>メーター口径25mm以上</td> <td>1件につき</td> <td>2,858円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4) 給水装置工事道路等占用申請手数料</td> <td>市担当部局への申請</td> <td>1件につき</td> <td>953円</td> <td rowspan="2">給水管等を道路等に布設する場合</td> </tr> <tr> <td>国又は県への申請</td> <td>1件につき</td> <td>2,858円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 メーターを設置しない場合の給水装置工事の設計審査及び工事検査に係る手数料は、給水管の口径による。</p>	手数料の区分	種別	単位	金額	備考	(1) 略					(2) 給水装置工事設計審査手数料	メーター口径20mm以下	1件につき	953円	第8条第2項の設計審査をする場合	メーター口径25mm以上	1件につき	2,858円	(3) 給水装置工事検査手数料	メーター口径20mm以下	1件につき	953円	第8条第2項の工事検査をする場合	メーター口径25mm以上	1件につき	2,858円	(4) 給水装置工事道路等占用申請手数料	市担当部局への申請	1件につき	953円	給水管等を道路等に布設する場合	国又は県への申請	1件につき	2,858円	<p>（手数料）</p> <p>第36条 手数料は、別表第4に定める額（同表の(4)の項にあっては当該額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額））とし、申込者から徴収する。</p>
手数料の区分	種別	単位	金額	備考																																																																		
(1) 略																																																																						
(2) 給水装置工事設計審査手数料	メーター口径20mm以下	1件につき	1,000円	第8条第2項の設計審査をする場合																																																																		
	メーター口径25mm以上	1件につき	3,000円																																																																			
(3) 給水装置工事検査手数料	メーター口径20mm以下	1件につき	1,000円	第8条第2項の工事検査をする場合																																																																		
	メーター口径25mm以上	1件につき	3,000円																																																																			
(4) 給水装置工事道路等占用申請手数料	市担当部局への申請	1件につき	1,000円	給水管等を道路等に布設する場合																																																																		
	国又は県への申請	1件につき	3,000円																																																																			
手数料の区分	種別	単位	金額	備考																																																																		
(1) 略																																																																						
(2) 給水装置工事設計審査手数料	メーター口径20mm以下	1件につき	953円	第8条第2項の設計審査をする場合																																																																		
	メーター口径25mm以上	1件につき	2,858円																																																																			
(3) 給水装置工事検査手数料	メーター口径20mm以下	1件につき	953円	第8条第2項の工事検査をする場合																																																																		
	メーター口径25mm以上	1件につき	2,858円																																																																			
(4) 給水装置工事道路等占用申請手数料	市担当部局への申請	1件につき	953円	給水管等を道路等に布設する場合																																																																		
	国又は県への申請	1件につき	2,858円																																																																			